

入札説明書

長崎県が調達する役務のうち下記の入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

入札に参加する者は、この入札説明書その他関係法令を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記3の①に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和6年3月29日

2 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 対象となる入札の名称等

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 役務の名称 | こども場所等の充実に向けた施策検討支援業務委託 |
| ② 調達案件の仕様等 | 別添「仕様書」のとおり |
| ③ 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月28日まで |

(2) 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者。

- ① 下記(9)の競争入札の参加資格を有する者であること。
- ② 当該役務の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
- ③ 当該役務の「仕様書」の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- ④ 入札日の前日から前々年度までの間において、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、契約の履行完了の実績が2回以上あること（同種業務及びその規模をほぼ同じくする契約の履行証明を（2件）提出したとき）。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 日時 令和6年4月11日（木）午後14時00分
- ② 場所 県庁3階 309会議室
- ③ 電送及び郵送による入札は認めない。
- ④ 開札は、入札に参加する者又はその代理人の立ち会いのもとに行うものとする。
- ⑤ 再度入札は、下記(7)③による。

(4) 入札書の記載方法

- ① 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。
- ③ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- ④ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができないこと。
- ⑤ 代理人が入札する場合には、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ・ 入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札物件名を記入し提出すること。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使

用する印鑑を訂正個所に押印すること。

- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・ 入札書の宛名は長崎県知事宛とすること。
- ・ 入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。

(5) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

○ 入札保証金等は、見積り契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の5/100以上の金額を令和6年4月10日（水）午後5時までに納付すること。

（落札しなかった場合は入札終了後に返還する。）

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとする。

1. 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の5/100以上）を締結し、その証書を提出したとき。
2. 令和4年4月1日から入札日の前日までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の締結をしたことの証明（2件）を提出したとき。

○ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる

○ 納付の方法

1. 入札保証金の納付に係る文書の様式は特に定めていませんが、次の事項を記載した申出書を令和6年4月8日（月）までに、下記3の①の場所に提出して下さい。（郵送可）

・ 宛名（長崎県知事）

・ 作成日

・ 入札者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名（代表者印（個人の場合、本人の印）押印）

・ 申出内容（「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納付したいので申出ます。」と記載。）

・ 名称 こども場所等の充実に向けた施策検討支援業務委託の入札保証金

・ 入札保証金額

2. 申出書を受け取り次第、納付書を送付しますので、最寄りの公金取扱銀行（十八親和銀行）において納付してください。

3. 納付を確認するため、公金取扱銀行による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを令和6年4月11日（木）午前12時までに下記3の①の場所に提出してください。（郵送可）

【注意事項】

・ 入札保証保険証書及び履行証明（2件）は、入札書提出前に事前に提出してもらい、その場で内容を確認します。

・ 入札保証保険期間の終期は、入札日（令和6年4月11日）から起算して7日目として下さい。

・ 現金、有価証券等を持参する場合は、事前に連絡すること。

② 契約保証金

○ 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

○ 契約金額の10/100以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

1. 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の10/100以上）を締結し、その証書を提出したとき。

2. 令和4年4月1日から入札日の前日までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行証明（2件）を提出したとき。

○ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

○ 入札保証金の免除手続きは、必要書類を添えて3の部局に持参すること。

(6) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、下記のアからキにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が法令の規定に違反したとき。

ウ 入札者が連合して入札したとき。

エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

カ 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

コ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

サ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

シ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

ス 入札書の首標金額が訂正されているとき。

セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(7) 落札者の決定方法

① 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。なお、最低制限価格は設定しない。

② 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

③ 入札回数は、3回を限度とする。

④ 落札者が、落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・ 代理人が入札に立ち会われる場合は、入札前に必ず委任状を提出して下さい。
- ・ 第1回目の入札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で再入札（2回目）、再々入札（3回目）を行いますので、3回目までの委任を受けておいてください。
- ・ 3回目までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行いますので見積額の準備もお願いします。

(8) 契約書の作成等

① 契約書の作成を要する。

② その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(9) 競争入札の参加資格

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

② こども場所等の充実に向けた施策検討支援業務委託に係る競争入札参加資格を取得している者。

3 その他

① 当該調達契約事務に関する担当部局

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県福祉保健部 子ども政策局 子ども未来課

(電話) (代表) 095-824-1111 内線4999

(直通) 095-895-2683

② 入札参加資格を得るための申請方法等

○ 申請の時期は、この入札に関する公告の日から令和6年4月8日午後5時までとする。

○ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県福祉保健部 子ども政策局 子ども未来課

(電話) (代表) 095-824-1111 内線4999

(直通) 095-895-2683